

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和8年1月21日

国立研究開発法人水産研究・教育機構
水産技術研究所管理部門廿日市拠点長 及川 寛

1. 調達内容

- (1) 調達件名及び数量 廿日市庁舎警備業務 一式
- (2) 調達仕様 入札説明書による。
- (3) 履行期間 自) 令和8年4月1日
至) 令和13年3月31日
- (4) 履行場所 広島県廿日市市丸石2-17-5
国立研究開発法人水産研究・教育機構
水産技術研究所廿日市拠点
- (5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する額を入札書に記載すること。

2. 競争参加資格

- (1) 国立研究開発法人水産研究・教育機構契約事務取扱規程(平成13年4月1日付け13水研第65号)第12条第1項及び第13条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和7・8・9年度国立研究開発法人水産研究・教育機構競争参加資格又は全省庁統一資格の「役務の提供等」の業種「建物管理等各種保守管理」で「A」、「B」、「C」又は「D」いずれかの等級に格付けされている者であること。
- (3) 国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長から物品の製造契約、物品の販売契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づき指名停止を受けている期間中でないこと。ただし、全省庁統一資格に格付けされている者である場合は、国の機関の同様の指名停止措置要領に基づき指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

3. 入札説明書等の交付方法

競争参加希望者は、以下により入札説明書等(入札説明書、入札心得書、契約書案、入札書様式、委任状様式等)の交付を受けること。

① 直接交付
広島県廿日市市丸石2-17-5
国立研究開発法人水産研究・教育機構
水産技術研究所管理部門廿日市拠点管理チーム
電話 0829-55-0667
FAX 0829-54-1216

② 宅配便着払いによる交付
任意書式に「廿日市庁舎警備業務入札説明書宅配便にて希望」と記入し、社名、担当者名、住所、電話番号を記載のうえ、上記①あてFAX送信すること。

③ メールによる交付
任意書式に「廿日市庁舎警備業務入札説明書メールにて希望」と記入し、社名、担当者名、メールアドレス、電話番号を記載のうえ、上記①あてFAX送信すること。

4. 入札説明会の日時及び場所等

仕様書等に関し質疑がある場合には、令和8年1月28日までに上記3.あてにメール(アドレスは入札説明書に記載)又はファックスにて質疑を行うこと。当日までの質

疑を取りまどめ、回答は入札説明書受領者全員に対して行
うと説明に当機、構のホムペーに公表することにより
入札お、当該日以降に質疑が発生した場合も随時受け付
け、同様に対応する。個人に関する情報であって特定の個
人識別し得る記述がある場合に、当該箇所を伏せ
害するおそれのある記述を公表せず、質疑者のみに回答
する。

5. 入札の日時及び場所等

(1) 入札の日時及び場所 令和8年2月6日 11時00分
広島県廿日市市丸石2-17-5
国立研究開発法人水産研究・教育機構
廿日市庁舎 会議室

(2) 郵便による入札書の受領期限及び提出場所 令和8年2月5日 17時00分
3. ①に同じ。

6. その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨。
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除。
- (3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。
- (4) 契約書作成の要否 要。
- (5) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (6) 競争参加者は、入札の際に国立研究開発法人水産研究・教育機構の資格審査結果通知書写し又は全省庁統一資格の資格審査結果通知書写しを提出すること。
- (7) 詳細は入札説明書による。

7. 契約に係る情報の公表

- (1) 公表の対象となる契約先
次の①及び②いずれにも該当する契約先
① 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等※注1として再就職していること
② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること※注2
- なお、「当機構」とは、改称前の独立行政法人水産総合研究センター及び国立研究開発法人水産総合研究センター、統合前の独立行政法人水産大学校を含みます。
※注1 「役員、顧問等」には、役員、顧問のほか、相談役その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言すること等により影響力を与えると認められる者を含む。
- ※注2 総売上高又は事業収入の額は、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲げられた額によることとし、取引高は当該財務諸表の対象事業年度における取引の実績による。
- (2) 公表する情報
上記(1)に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。
① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
② 当機構との間の取引高
③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれか
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨
- (3) 当機構に提供していただく情報
① 契約締結日時時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当

機構における最終職名等)

② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内(4月に締結した契約については原則として93日以内)

(5) その他

当機構ホームページ(契約に関する情報)に「国立研究開発法人水産研究・教育機構が行う契約に係る情報の公表について」が掲載されているのでご確認くださいととも、所要の情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。また、応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了解願います。

8. 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について

当機構では、国より示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日文部科学大臣決定)に沿って、公的研究費の契約等における不正防止の取り組みを行っており、取り組みのひとつとして、取引先の皆様に「国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項」(URL:https://www.fra.go.jp/home/keiyaku/files/pledge_requestnote_contract2.pdf)をご理解いただき、一定金額以上の契約に際して、当該注意事項を遵守する旨の「誓約書」の提出をお願いしています。

公的研究費の不正防止関係書類(①公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について、②国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項、③誓約書)は、入札説明書に添付しますので、契約相手方となった場合は、誓約書の提出をお願いします。

なお、当機構の本部、研究所、開発調査センター、水産大学校いずれか1箇所に1回提出していただければ、当機構内の次回以降の契約では再提出する必要はありません。

業務仕様書

1. 件名 廿日市庁舎警備業務
2. 業務目的 本業務は、火災・不法侵入・研究関連設備等の故障その他の異常事態を防止するとともに、発報時には迅速かつ適正に対処することで、対象物件の財産の保全及び安全の確保を図ることを目的とする。
3. 業務場所 広島県廿日市市丸石2-17-5
国立研究開発法人水産研究・教育機構
水産技術研究所 廿日市庁舎
4. 業務期間 自) 令和8年4月1日
至) 令和13年3月31日
5. 業務内容
 - (1) 業務概要
当所構内の警備対象建物について、警備機器等を使用したオンラインセキュリティシステムによる24時間体制の監視及び警備を行うものとする。
 - (2) 警備対象建物等
対象建物及び設備は以下のとおりとする。
 - ア 庁舎
 - イ 環境保全実験棟
 - ウ 赤潮実験棟
 - エ 有害物質影響評価実験棟
 - オ 超微量有害物質実験棟
 - カ 海水取水設備等（設備警備）
 - (3) 警備用機械装置
警備用機械装置の機能は以下のとおりとし、各建物への設置箇所は別紙1～3のとおりとする。なお、必要な機器や機器設置にかかる費用等は受注者が負担する。
 - ア 建物外周部のドア、窓等の開閉を感知する機能
 - イ 建物内への侵入を感知する機能
 - ウ 警備用機械装置及び各種センサーの破壊、配線の切断等の異常を監視する機能
 - エ 火災発生を感知する機能
 - オ 施設内各種設備警報盤と接続し、異常を種類別に監視する機能
 - カ 警備の開始、解除の操作を行う機能
 - キ 基地局に異常等の信号を送信する機能

(4) 設備警備

施設内の各種設備警備警報盤からの異常信号を受けた場合は、当所が指定する緊急連絡先へ連絡する。なお、当所からの要請に応じて、異常箇所の復旧までの間、設備警備の対象から除外すること。

(5) 警備責任時間帯

警備責任時間帯は、原則として、警備開始の操作を行った時点から警備解除の操作を行った時点までとする。

(6) 緊急時の対応

自動警報装置により異常通報を受けた場合は、警備員を直ちに現場に急行させ、異常事態を確認し、事態の拡大防止・秩序保持業務を実施する。

現場での事態収拾が困難な場合、当所が指定する緊急連絡先へ連絡する。

(7) 警備開始及び解除操作用品の貸与

警備業務用機械装置の警備開始及び解除操作用品（カード等）を当所職員の人数分（約100名程度）用意し、業務期間中貸与すること。

6. その他

(1) 受注者は、業務の実施に先立ち業務責任者を選任し、発注者へ届け出ること。

また、業務責任者を変更した場合も同様とする。

(2) 受注者は、警備業務用機械装置の配置平面図を作成し、業務着手までに発注者へ提出すること。

(3) 受注者は、本業務に係る設備について、常に正常に機能するよう保持し、異常が発見されたときは、速やかに修理等を実施すること。

(4) 業務期間満了又は契約解除等により、業務実施者が変更になるときは、速やかに本業務に係る警備設備を撤去し、次期業務実施者が円滑に業務を履行できるよう引き継ぎ作業を実施すること。

(5) 本業務の実施に際し、関連する法令等を遵守すること。

(6) 本業務の実施過程で知り得たことを第三者に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(7) 本仕様書に疑義が生じた事項及び記載の無い事項については、別途協議により定める。

(8) 詳細については、担当者の指示に従うこと。

機器設置場所

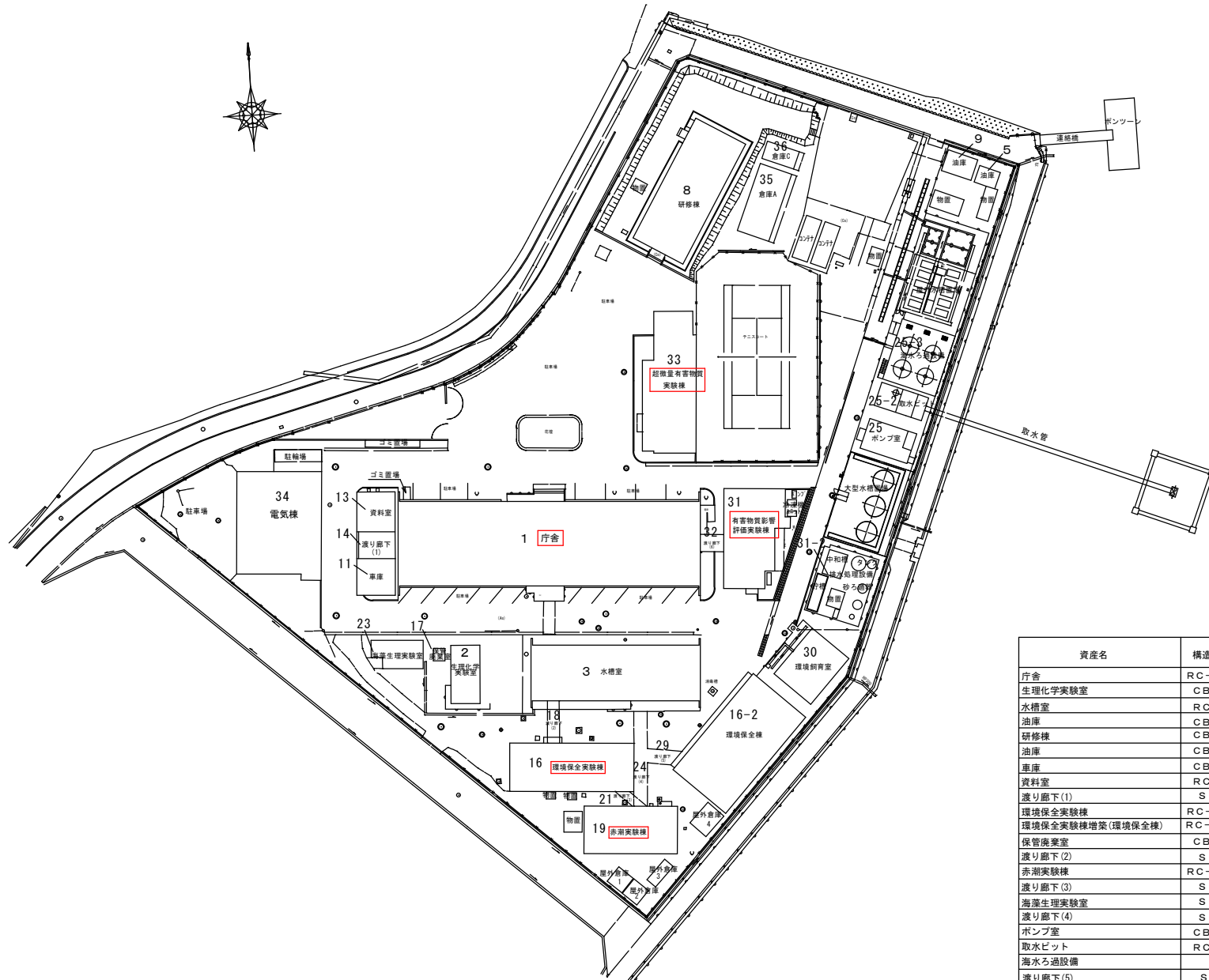
建物	階	警戒区域	設置機器	
			開閉センサー	空間センサー
庁舎	1 F	有機分析室	5	0
		精密測定室	3	0
		無機実験室	3	0
		船員室	1	0
		女子更衣室	1	0
		生物実験室	3	0
		組織実験室	3	0
		漁場生産力研究室 2	6	0
		漁場生産力研究室 3	3	0
		沿岸生態システム部副部長室	3	0
		機械室	5	0
		標本室	1	0
		生物測定室	2	0
		正面玄関	0	1
	出入口（電気棟側）	1	1	
	出入口（有害棟側） ※最終出入口	1	1	
	2 F	廊下（図書室前）	0	1
出入口（有害棟側）		1	1	
環境保全 実験棟	1 F	底生生物実験室	8	0
		微量成分分析室	4	0
		底質分析室	4	0
		水質化学分析室	7	0
		玄関	2	0
		廊下	1	0
	2 F	P 1 実験室	4	0
廊下		4	0	
赤潮 実験棟	1 F	プランクトン実験室	8	0
		蛍光顕微鏡室	2	0
		プランクトン培養室	6	0
		玄関	2	0
		廊下	2	0
	2 F	廊下	2	0

機器設置場所

建物	階	警戒区域	設置機器		
			開閉センサー	空間センサー	
有害物質影響評価 実験棟	1 F	動物飼育室	4	1	
		水温制御飼育実験室	11	0	
		隔離実験室	4	0	
	2 F	環境保全部長室	0	1	
		化学物質研究室 1	0	1	
		化学物質研究室 2	0	2	
		廊下	4	1	
	3 F	有害物質分析室	0	2	
		水質生理実験室	0	2	
		精密機器分析室	0	1	
		廊下	2	0	
	超微量有害物質 実験棟	1 F	空調機械室	4	0
冷蔵・冷凍庫室			4	1	
試料調整室			6	1	
男子便所			1	0	
女子便所			1	0	
階段			1	0	
玄関			2	0	
2 F		前室	0	1	
		前処理室	0	1	
		GC/MS室	0	1	
		階段	2	0	
合計			144	21	

警報盤表示項目

	表示名称	設備警備
1	処理水槽異常満水	
2	処理水槽異常渴水	
3	高架水槽異常満水	
4	海水濾過器設備故障	○
5	床異常高水位	○
6	有害物質評価実験棟故障一括	
7	海水取水ポンプ 1・2号機故障	
8	3系用処理水ポンプ 1・2号機故障	
9	2系用処理水ポンプ 1・2号機故障	
10	1系用処理水ポンプ 1・2号機故障	
11	真空ポンプ 1・2号故障	
12	逆洗流排水ポンプ故障	
13	床排水ポンプ故障	
14	ブロー 1・2号機故障	○
15	海水取水ポンプ 1・2号機電動弁故障	
16	漏電	
17	高架水槽（海水槽）異常満水	
18	高架水槽（海水槽）異常渴水	
19	超微量有害物質実験棟ケミカルガード設備重故障	○
20	超微量有害物質実験棟ケミカルガード設備軽故障	
21	超微量有害物質実験棟動力制御盤故障一括	
22	受変電設備一括故障	
23	デマンド警報	
24	自家発電設備 200KVA重故障	
25	自家発電設備 200KVA軽故障	
26	火災報知機（24時間警戒）	○

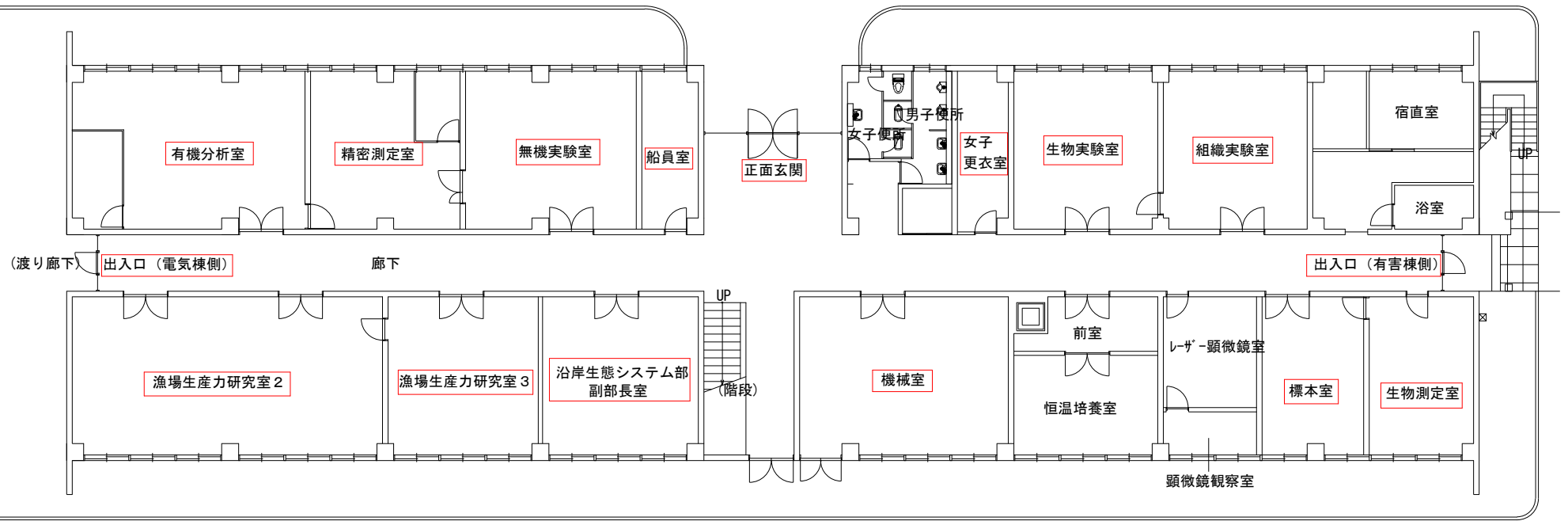


配置図 S:1/500 (原図A1)

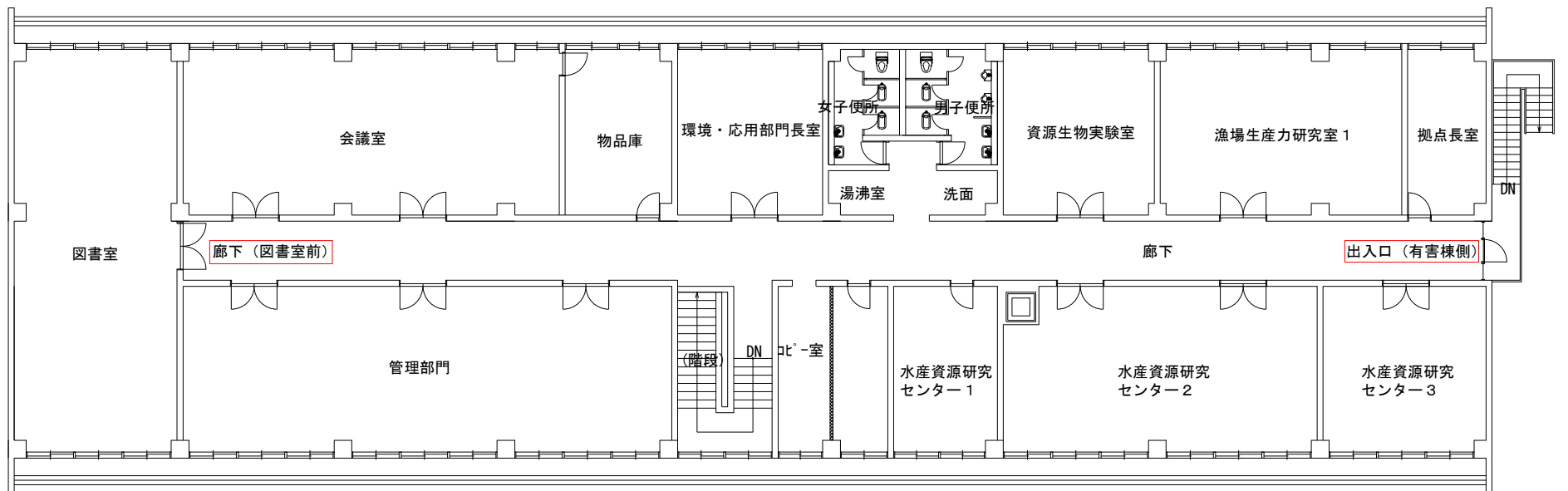
国立研究開発法人 水産研究・教育機構 廿日市庁舎

資産名	構造	面積		建築年月日	資産番号	建物番号
		建	延			
庁舎	RC-2	688.73	1377.46	昭和44年 1月31日	GS11374	1
生理化学実験室	CB	42.99	42.99	昭和44年 1月31日	GS11375	2
水槽室	RC	251.30	251.30	昭和44年 1月31日	GS11376	3
油庫	CB	8.87	8.87	昭和44年 1月31日	GS11387	5
研修棟	CB	200.45	200.45	昭和44年 12月11日	GS11385	8
油庫	CB	17.06	17.06	昭和47年 3月30日	GS11389	9
車庫	CB	34.22	34.22	昭和49年 3月31日	GS11390	11
資料室	RC	38.08	38.08	昭和50年 8月15日	GS11377	13
渡り廊下(1)	S	31.26	31.26	昭和50年 8月15日	GS11392	14
環境保全実験棟	RC-2	140.00	280.00	昭和53年 3月31日	GS11378	16
環境保全実験棟増築(環境保全棟)	RC-2	200.00	400.00	平成 6年 7月20日	GS11378	16
保管庫	CB	3.11	3.11	昭和54年 2月14日	GS11393	17
渡り廊下(2)	S	98.00	98.00	昭和54年 3月23日	GS11394	18
赤潮実験棟	RC-2	107.10	214.20	昭和56年 3月22日	GS11379	19
渡り廊下(3)	S	8.77	8.77	昭和57年 2月12日	GS11395	21
海藻生理実験室	S	34.83	34.83	昭和57年 12月10日	GS11380	23
渡り廊下(4)	S	34.00	34.00	昭和60年 3月20日	GS11396	24
ポンプ室	CB	37.22	37.22	平成 3年 3月29日	GS11397	25
取水ピット	RC	9.50	9.50	平成23年 3月25日	YK-A06000-00000186	25
海水ろ過設備				平成23年 3月25日	YK-A06000-00000185	25
渡り廊下(5)	S	9.60	9.60	平成 6年 7月20日	GS11398	29
環境飼育室(第2水槽室)	S	72.87	72.87	平成 7年 1月25日	GS11399	30
有害物質影響評価実験棟	RC-3	131.08	393.24	平成11年10月12日	GS11383	31
排水処理設備				平成11年10月12日	GS11486	31
渡り廊下(6)	RC-2	7.87	14.54	平成11年10月12日	GS11400	32
実験棟(超微量実験棟)	RC-2	160.04	320.08	平成12年12月26日	GS11384	33
電気棟	RS-2	236.52	469.89	平成15年 3月28日	YK-06000-0000030	34
倉庫A	S	63.58	63.58	平成15年 3月28日	YK-06000-0000042	35
倉庫C	S	15.90	15.90	平成15年 3月28日	YK-06000-0000043	36

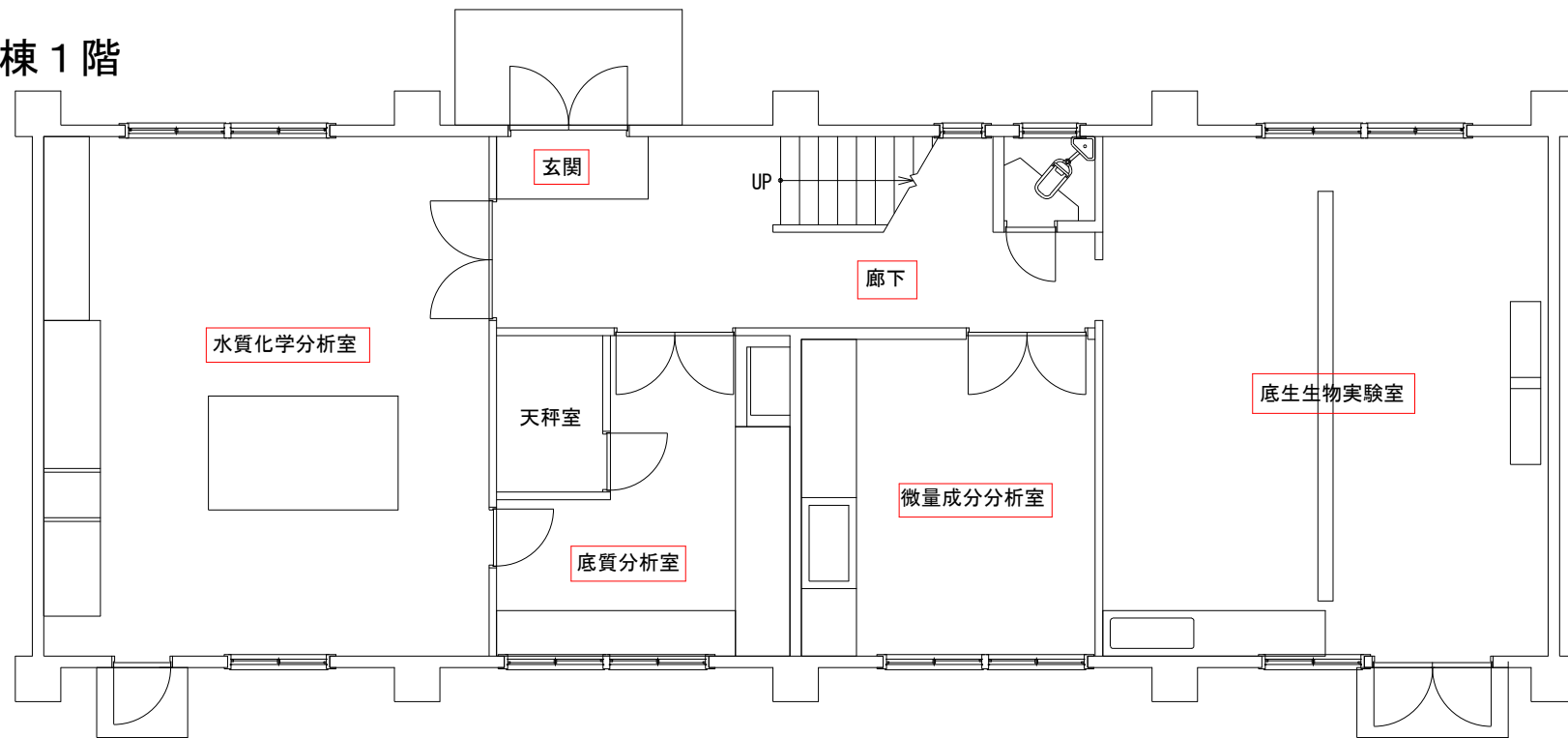
庁舎 1階



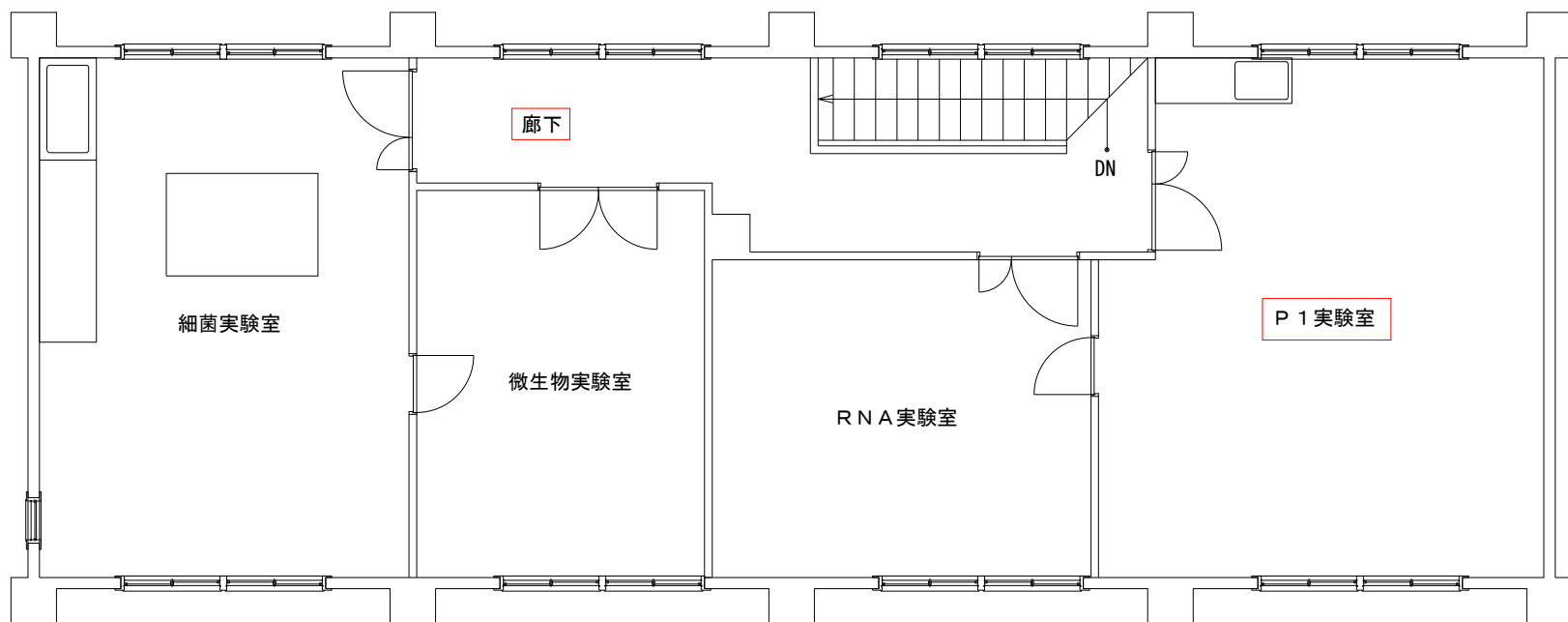
庁舎 2階



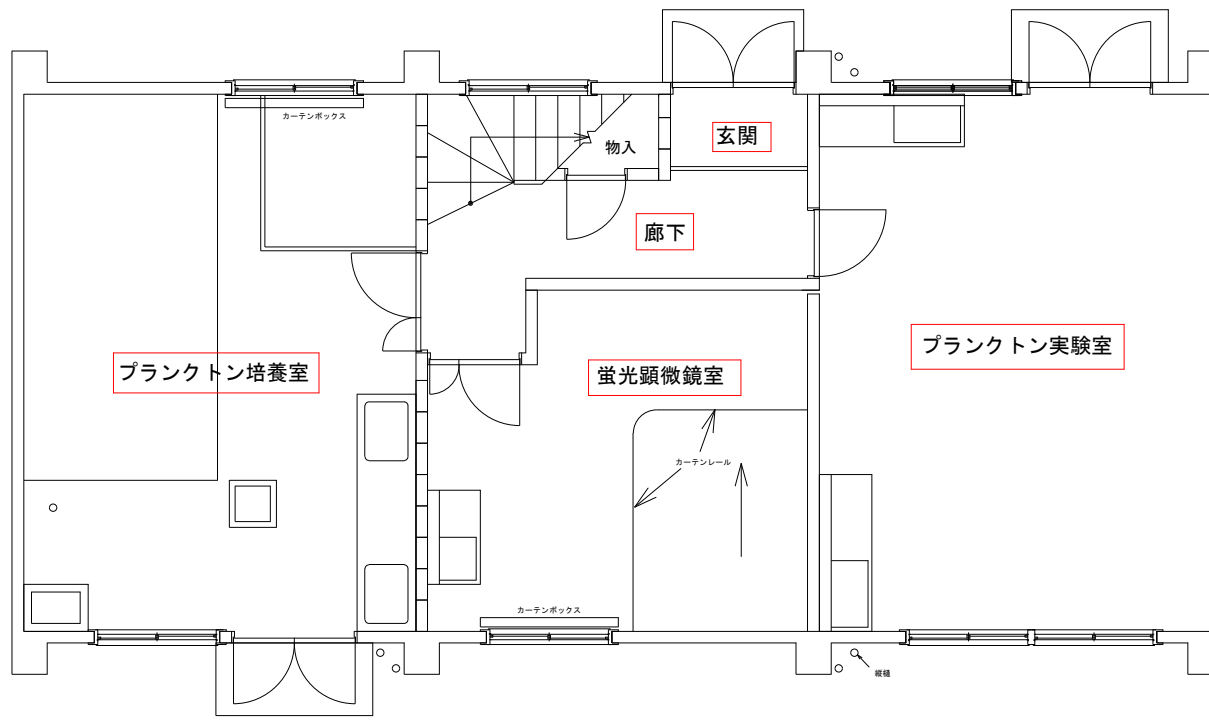
環境保全実験棟 1階



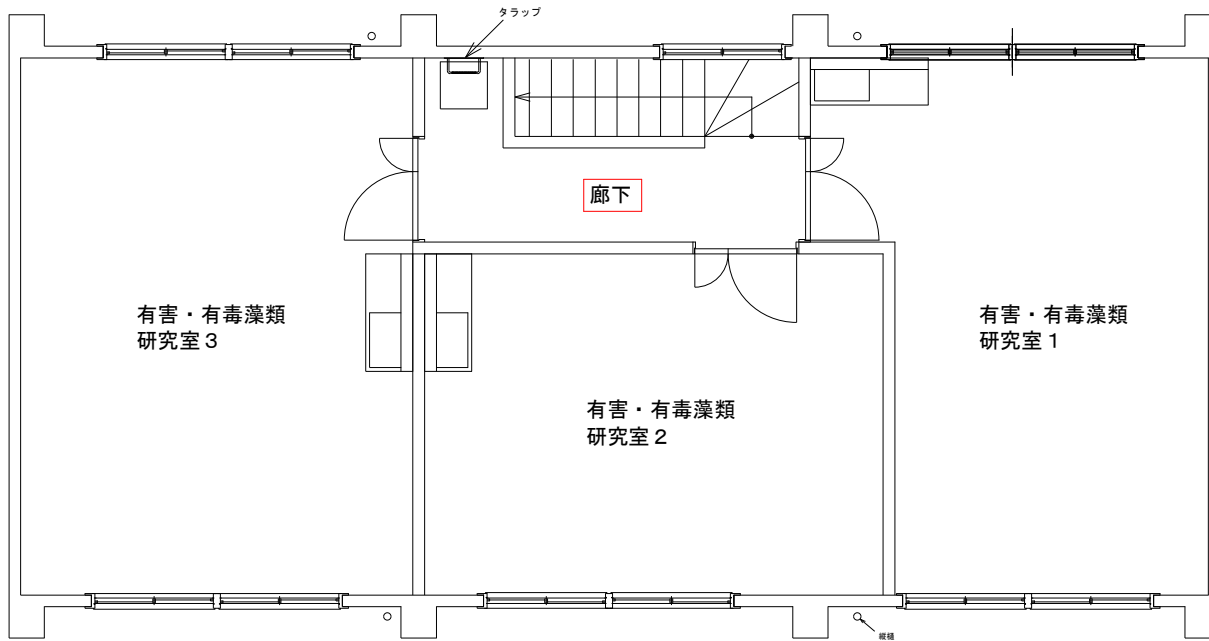
環境保全実験棟 2階



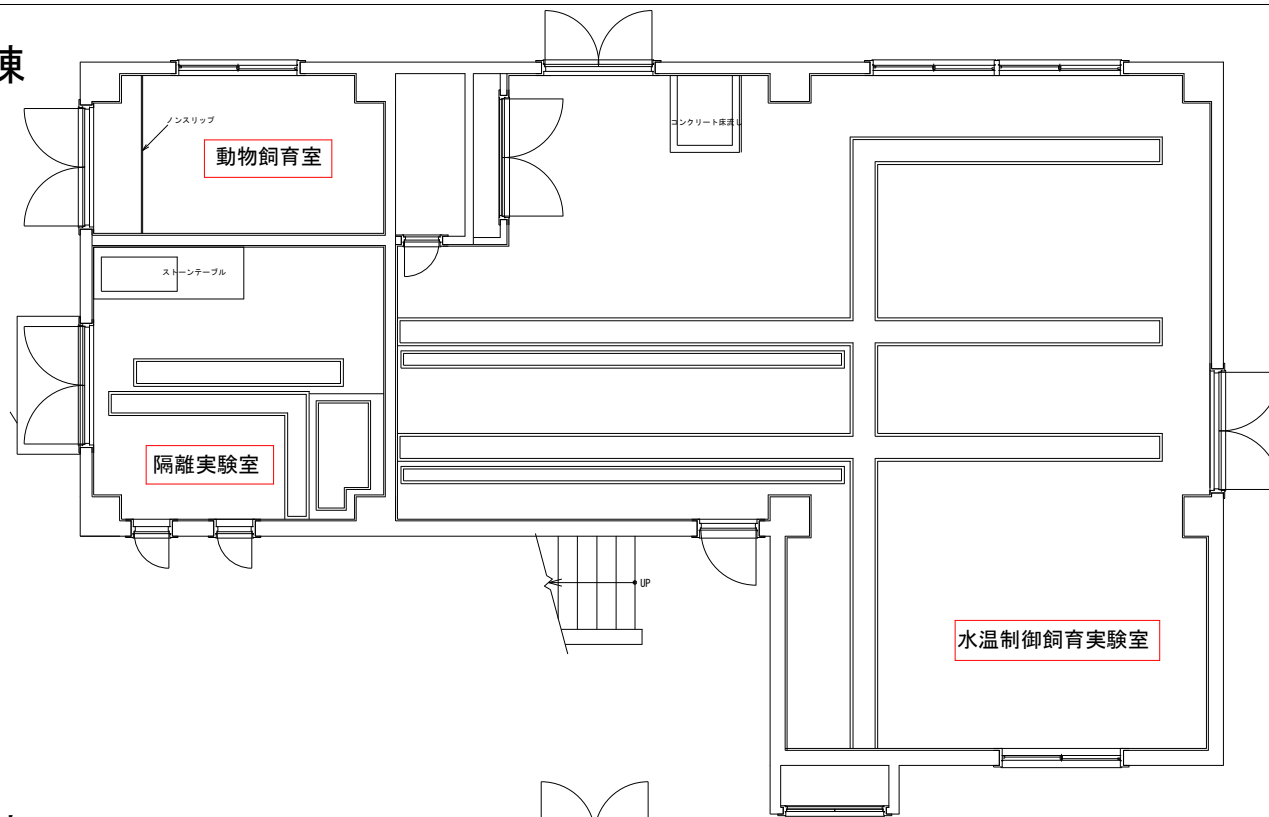
赤潮実験棟 1階



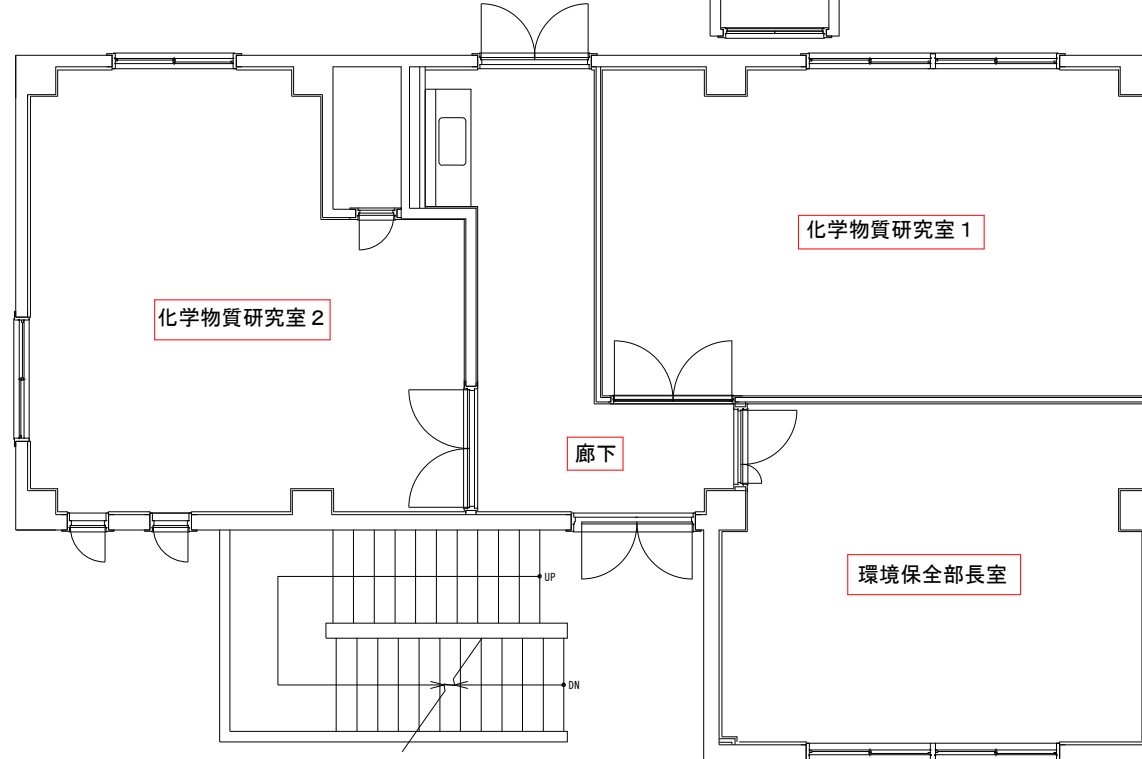
赤潮実験棟 2階



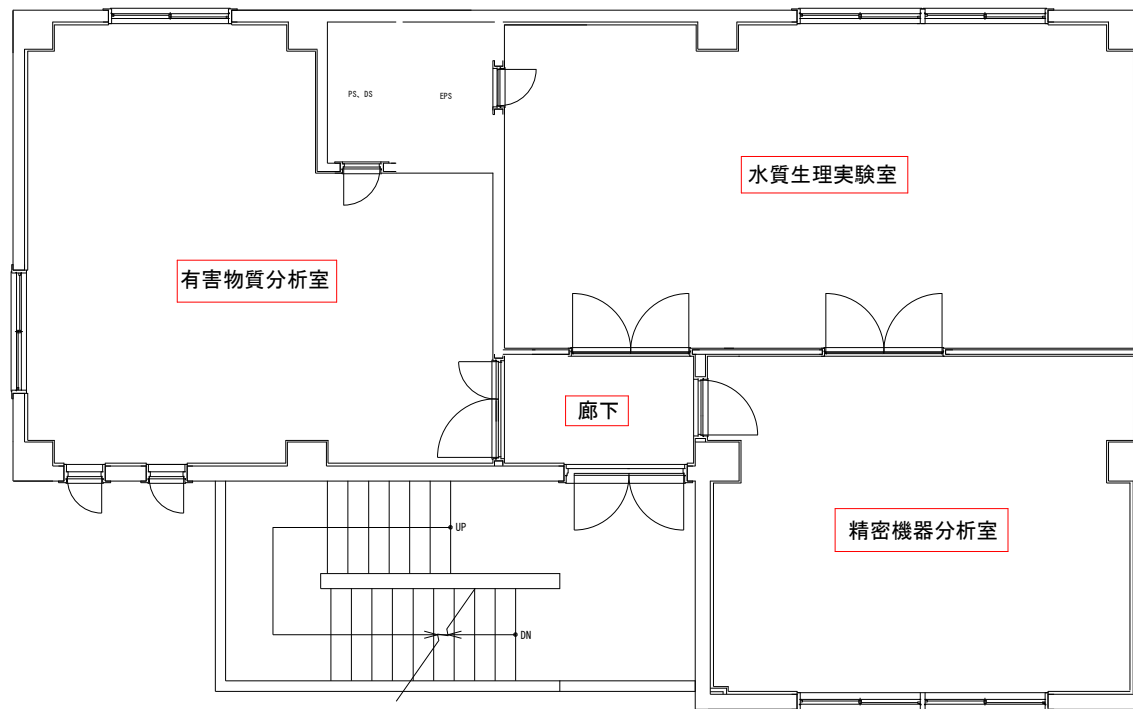
有害物質影響評価実験棟
1階



有害物質影響評価実験棟
2階

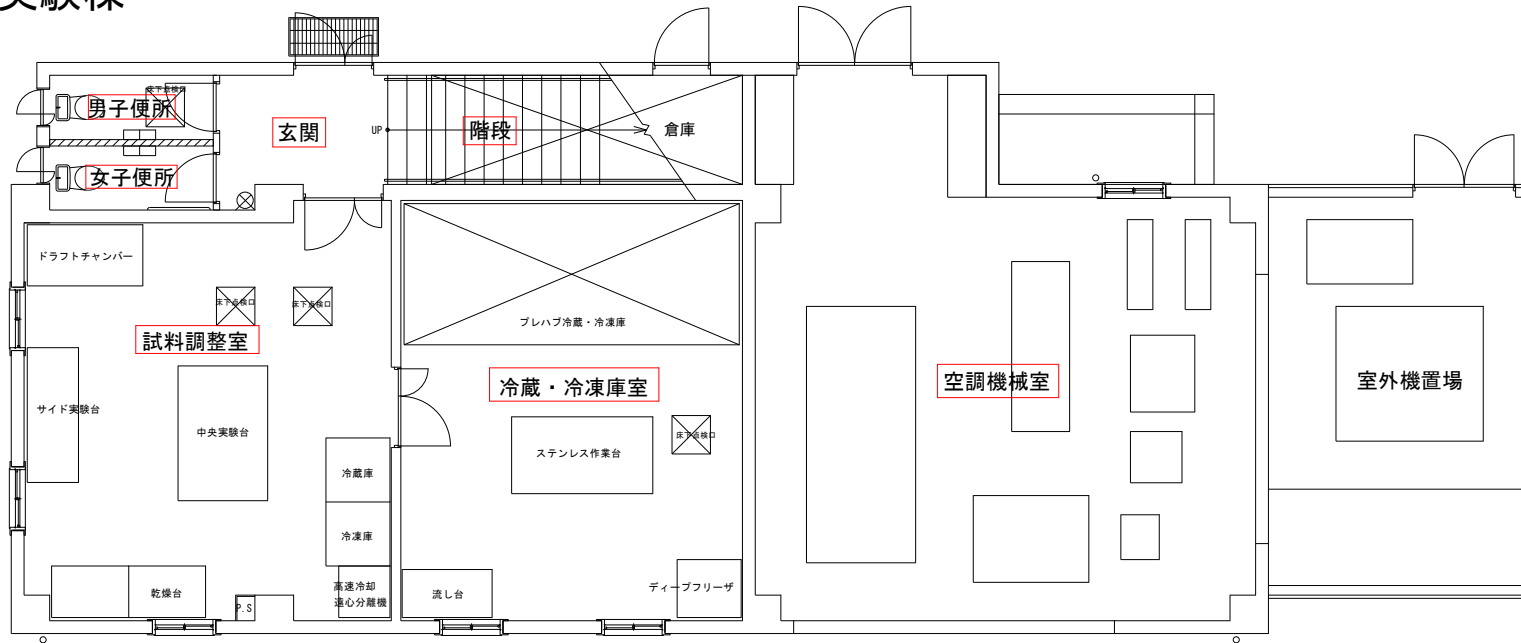


有害物質影響評估實驗棟
3階



超微量有害物質実験棟

1階



超微量有害物質実験棟

2階

